○四国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三十三号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
松山市北井門二丁目四二二番八地先から同市二番町四丁目七番二まで	前	A　二四・〇〇～一一〇・〇〇メートル B・C　二四・〇〇～八七・九〇キロメートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　二四・〇〇～一一〇・〇〇メートル B・C　二四・〇〇～二九一・六〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百二十号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鹿児島県曽於郡大崎町永吉字橋口一〇一五八番一から同町永吉字坂ノ下一〇一四三番まで	前	一四・一七～四三・一二メートル
	後	一二・八二～一八・二四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○北海道開発局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

北海道開発局長　関　博之

一　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三十八号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
釧路市鶴野一〇四番二地内	前	七八・五二～八三・〇三メートル
	後	七八・五二～九七・八八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三十八号及び二百三十七号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
富良野市幸町五二八二番一から同市幸町一二番二まで	前	一八・〇〇～一八・一七メートル
	後	一八・〇〇～二五・二四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

三　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　四十四号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道厚岸郡厚岸町宮園二丁目二九一番から同町宮園二丁目二九九番まで	前	三〇・〇〇～四九・一九メートル
	後	二六・〇〇～五五・四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十二号	北海道天塩郡天塩町字川口三七五四番一から同町字川口二一三一番一一まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
二百七十八号	函館市石崎町一七八番から同市石崎町一八五番一まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	北海道茅部郡鹿部町字大岩一〇二番一から同町字鹿部二五五番二まで	〃

供用開始の期日　平成二十五年五月三十一日

○沖縄総合事務局告示第三十二号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十五年五月三十一日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

登録小型船舶教習実施機関の名称　沖縄県立宮古総合実業高等学校

代表者の氏名

（変更前）下地　盛雄

（変更後）伊志嶺秀行